

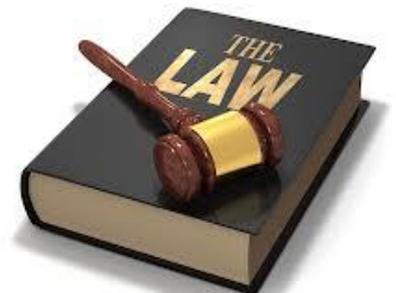


BRIGHT

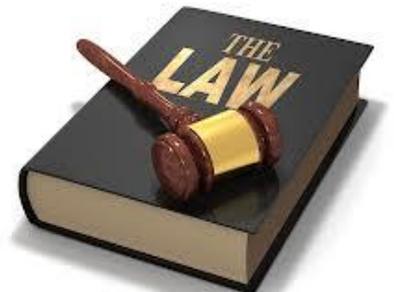
ブライダル業界の守護神たれ。

本日の最新ブライダル法務情報

1. 超速報「成人年齢引き下げ」
2. 「音楽著作権」第2ステージへ
3. BRIGHTからのご案内



1. 超速報「成人年齢引き下げ」



民法が改正されます。(2022年4月)

① 「成年年齢」が20歳から18歳へ

② 「婚姻可能年齢」が男女とも
18歳で統一へ

⇒ ここで「未成年」との取引について整理しておきましょう。

民法は未成年者を徹底して「保護」

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。(後略)
2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

したがって・・・

新郎新婦の双方または一方が
「未成年」の場合には・・・

親御さんの「同意」がないと心配！

民法は未成年者を徹底して「保護」

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。(後略)
2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

ただし、以下の場合には例外

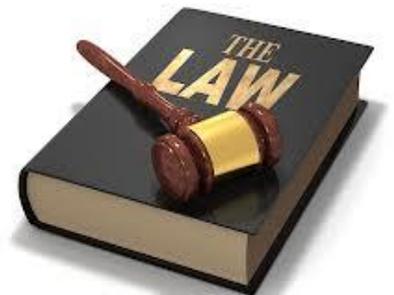
- ① **すでに入籍している場合**
- ② **成年だと偽っていた場合**

- ① 「成年年齢」が20歳から18歳へ
- ② 「婚姻可能年齢」が男女とも18歳で統一へ

⇒ 2022年4月以降は
「未成年」との取引は**激減**する。

⇒ ただし「ゼロ」ではないので、
これを機に対策を完璧に！

2. 「音楽著作権」第2ステージへ



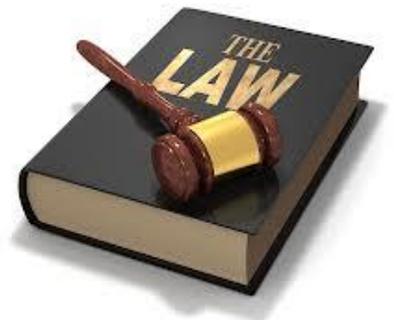
7/10 JASRAC訴訟が和解へ

Q4 今回は、複製行為者である製作事業者に対する訴えとなっていますが、婚礼施設に責任はないのでしょうか？

A4 婚礼施設による製作事業者の複製行為への協力や、複製行為による経済的な利益の獲得があるなど、その複製行為に深く関与している場合には、**婚礼施設側も法的な責任を負うことがあると考えられます。**

⇒ 今後は会場こそが要注意！

3. BRIGHTからのお知らせ



日本初のブライダル事業専門の総合法務サービス

ブライダル事業者のための
法律 Q&A シリーズ

BRIGHT ①

Textbook on Law for Bridal Businesses vol.1

ブライダルビジネスと 音楽著作権

厳選 Q&A 15 選 +1

～ブライダルと音楽著作権についての「よくある質問」に答えます～



この本は単なる Q&A 集に非ず!
16 個目の質問は **なんと!**
あなたが決められます!

著者: BRIGHT 代表 夏目 哲宏
監修: BRIGHT 弁護士 辻 真也

日本初のブライダル事業専門の総合法務サービス

ブライダル事業者のための
法律 Q&A シリーズ

BRIGHT ②

Textbook on Law for Bridal Businesses vol.2

前撮り・フォトウェディング 法律読本

～写真の著作権、メイクリハ、
屋外ヘアメイク等に潜む地雷～

厳選 15 テーマ +1



著者: BRIGHT 代表 夏目 哲宏
監修: BRIGHT 弁護士 辻 真也
BRIGHT 行政書士 勝目 有紀

本日は特価 1000円にて販売中

『約款ムービー説明』PJ始動！

イラスト用いて
分かりやすく

動画で一律の説明
「聞いてない」言わせない

プランナーは
ボタン1つで別仕事

お客様満足 × 業務改善 × トラブル予防

新サービス
公開!

新郎新婦に婚礼約款の内容を説明したはずなのに
「そんな説明は聞いていない」
と言われ、お困りになったことはありませんか?
その悩み、BRIGHTが解消します!

BRIGHT
ムービー婚礼約款

ブライダルビジネスを熟知した法律のプロが監修した
ムービー形式の婚礼約款で

お客様
満足UP!

×

業務
効率化!

×

説明
トラブル
予防!

